

平成 23 年 3 月

お客様 各位

財団法人住宅金融普及協会

業務範囲の変更について

平成 23 年 4 月 1 日より、

建築確認検査業務、住宅性能評価業務又は適合証明業務について、
業務規程の改正に伴い、建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建
築物を業務の対象から除くこととなりました。

ご利用頂いておりましたお客様にはご迷惑をおかけしますが、よ
ろしくお願い申し上げます。

注) 確認検査業務について

平成 23 年 3 月 31 日以前に、確認の申請が引受された建築物に対する中
間検査・完了検査については、平成 23 年 4 月 1 日以降も申請を受理でき
ます。

注) 住宅性能評価業務について

平成 23 年 3 月 31 日以前に、設計住宅性能評価が受理された住宅に対す
る建設住宅性能評価については、平成 23 年 4 月 1 日以降も申請を受理で
きます。

注) 適合証明業務について

平成 23 年 3 月 31 日以前に、設計検査が受理された住宅に対する中間検
査・完了検査については、平成 23 年 4 月 1 日以降も申請を受理できます。
なお、中古住宅については、4 号建築物も含めて従来どおり業務対象とな
ります。